

備後福山ワインクラブ事業実施業務について、委託業者を選定するため、プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は手続を行ってください。

2025年（令和7年）5月9日

福山市長 枝 広 直 幹



1 業務概要

(1) 業務名

備後福山ワインクラブ事業実施業務

(2) 対象地域

備後圏域（福山市、尾道市、三原市、府中市、竹原市、世羅町、神石高原町、笠岡市、井原市）

(3) 業務内容

備後福山ワインクラブ事業実施業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）
のとおり

(4) 業務履行期間

契約締結の日から2026年（令和8年）3月31日まで

2 予算額

予算額の上限は1,470,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とします。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により入札参加資格の制限を受けていない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 備後圏域内に住所又は事業所を有する者であること。
- (4) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (5) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (6) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

4 評価基準・評価項目

備後福山ワインクラブ事業実施業務に関するプロポーザル実施要領（以下「実施要領」とい

う。)に定めるところによります。

5 受注候補者の特定

備後福山ワインクラブ事業実施業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価が高い順に、市長が本業務の受注候補者1名、次順位者1名を特定します。

6 参加申込の手続等

(1) 担当部局

福山市経済環境局経済部農業振興課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号（本庁舎8階）

TEL: 084-928-1177

FAX: 084-927-7021

E-mail: nougyou-shinkou@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公 告	2025年（令和7年）5月9日（金）
実施要領等の配付期間	2025年（令和7年）5月9日（金）から 同月23日（金）まで
質問書受付期間	2025年（令和7年）5月9日（金）から 同月16日（金）午後5時15分まで
質問書に対する 回答期限・回答方法	2025年（令和7年）5月19日（月） 回答は、福山市ホームページに掲載します。
参加申込書の受付期間	2025年（令和7年）5月9日（金）から 同月23日（金）午後5時15分まで （市の休日を除く。）
参加資格確認結果の通知	2025年（令和7年）5月26日（月）
企画提案書の受付期間	2025年（令和7年）5月26日（月）から 同年6月4日（水）午後5時15分まで （市の休日を除く。）
プレゼンテーション （ヒアリング）の実施	2025年（令和7年）6月5日（木）
企画提案書の選定通知	2025年（令和7年）6月6日（金）

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2025年（令和7年）5月9日（金）から同月23日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配付場所

(1)に同じ

※ 福山市ホームページ (<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp> 以下同じ。) からダウンロードできます。

(4) 参加申込書又は企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

ア 参加申込書又は企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取りやめます。

イ 参加申込書又は企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格を確認し、参加資格を有する場合は、評価委員会において受注候補者としての適否を審査します。

7 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合わせの上、契約を締結するものとします。
- (2) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとします。

8 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とします。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 2の予算額を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合